

甲州市の水道加入者負担金及び手数料等

令和元年10月1日

甲州市の水道に新たに参加し、水道水の使用をされる場合には、給水装置の工事が必要となります。指定工事業者が申請及び施工し、次に掲げる加入者負担金及び手数料が必要となります。

また、すでに加入済みで改造（増設を含む）等の工事を施工する場合にも申請及び手数料が必要となります。

※10月1日以降の受付より、消費税率が10%となります。表示は変更後の料金表となります。

「加入者負担金」

口径	金額（円）	消費税（円）	合計（円）	納付先
13mm	80,000	8,000	88,000	市 上下水道課
20mm	190,000	19,000	209,000	
25mm	300,000	30,000	330,000	
30mm	430,000	43,000	473,000	
40mm	760,000	76,000	836,000	
50mm	1,200,000	120,000	1,320,000	
75mm	2,700,000	270,000	2,970,000	
100mm以上	管理者が別に定める			

「手数料」（1件）

区分	金額（円）	消費税（円）	合計（円）	納付先
給水装置工事申請手数料	4,500	—	4,500	市 上下水道課
分岐工事監督手数料	10,000	—	10,000	
給水装置工事完成検査手数料	10,000	—	10,000	
〃 2回目以降	5,000	—	5,000	
給水装置工事事業者認定証交付手数料	10,000	—	10,000	
〃 再交付	2,500	—	2,500	

「給水装置工事新設・改造の水道使用料」

区分	使用料	納付先
給水装置工事新設・改造工事等での水道水を使用したい場合は、使用者名義で開栓手続きを行い、工事終了時に閉栓手続きを行い、完成検査終了後、使用者名義による開栓手続きを新たに行います。	基本料金・超過料金・メーター使用料・消費税が必要となります。	市 上下水道課